警察常任委員会

令和２年度特定テーマに関する調査研究報告書

１　テーマ

過去の経験を生かした災害警備のあり方について

２　調査・研究の内容

(1)　当局の取組

ア　警察の行う災害警備について（１）

〇開催日　令和２年９月 16 日

〇場　所　第４委員会室

〇報告者　佐藤　災害対策課次席

〇主な報告等

①　災害対策における警察の役割

・防災行政については、災害予防・災害応急対策・災害復旧の大きく３つに区分され、警察の行う災害警備活動の大部分はこのうちの災害応急対策が主な任務となる。

・災害発生時においては、災害情報の収集、救出・救助、避難の措置、交通規制等、犯罪の予防・取締り、被災者等への情報伝達などの警察活動を行う。

②　阪神・淡路大震災で得られた教訓と対策

・地震発生時の自主参集の曖昧さを払拭し、早期に災害警備体制を確立するため、県内で震度５強以上の地震が発生したとき、地震に伴い大津波警報・津波警報が発表された場合は呼び出しを待たずに警察官は出勤して対応に当たることと規定が改正された。

・平成 27 年からは、震度５強以上の地震の観測、大津波警報・津波警報が発表された場合は、登録した全警察職員の携帯にメールが送信される緊急参集システムを導入した。緊急メールを受信した職員が、被災状況等を返信することにより、災害警備体制確立の見通しが立ち、大まかな初期の被災状況も把握できるようになった。

・被害に対する情報収集機能が不十分だったことを教訓に、被災現場をリアルタイムで広範囲に見ることができるように、県警ヘリにカメラを搭載したヘリテレシステムを整備した。

・地震により警察庁舎が損壊して機能不全に陥ったことから、耐震基準に適合していない警察庁舎については、順次、耐震化工事または建て替えを進めている。

・震災当時、災害警備に従事する警察職員の食事、水などの補給体制が確立されておらず、必要な装備資機材についてもほとんどない状態であった。警察本部、各警察署等において食料約２日分を備蓄し、レスキューユニット、チェーンソー、エンジンカッターなどの資機材を全警察署に整備した。

・広域応援体制の必要性から、震災後、都道府県の枠を超えて広域的に即応できる部隊をあらかじめ編成し、発災時には速やかに出動して、救出・救助、交通規制などの任務を遂行するため、広域緊急援助隊が平成７年６月に全国警察に設置された。

・緊急交通路については、事前に届出のあった車両に対して速やかに確認標章を発行できる仕組みの確立や、緊急交通路確保のための広域緊急援助隊交通部隊の派遣により、その実効性に期待できることとなった。

・災害によりお亡くなりになった方の遺体安置所等の確保について、市町の地域防災計画に盛り込まれるようになった。また、平成 17 年４月に発生したＪＲ福知山線脱線事故をきっかけに検視を行う警察官の全国レベルの応援体制が構築された。

③　東日本大震災における災害警備について

・地震発生を受け、阪神・淡路大震災を教訓に設置された広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊、刑事部隊）が直ちに対応し、即応活動を行った。

・長期間にわたる行方不明者の捜索などに当たるため、平素、警察署で勤務する警察官により編成された部隊を東北３県に派遣し、行方不明相談、被災地パトロールなどの任務に従事した。

・避難所パトロール隊として、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所における要望、警察相談などの聞き取りを行った。

・航空隊が、海岸線の状況をヘリコプター搭載のカメラで撮影し、地元警察、警察庁へ被災状況を詳細に送信するとともに、海岸線、海上の行方不明者の捜索活動にも従事した。

・このほか、全国のパトカー部隊による被災地のパトロールの強化、仮設住宅で生活する住民の安全・安心対策のため、全国から派遣された警察官が立ち寄り、夜間の警戒活動に従事した。

・東日本大震災に伴う災害警備では、長期間にわたり大規模な部隊派遣を行うこととなった経験を踏まえ、平成 24 年、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊を拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、被災地警察の機能を補完、復旧するために派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊から成る警察災害派遣隊を新設した。

〇主な意見等

・広域緊急援助隊の指揮命令系統について

・災害時におけるドローンの活用について

・検視における歯科医師会との協力体制について

イ　警察の行う災害警備について（２）

〇開催日　令和２年 10 月 26 日

〇場　所　第３委員会室

〇報告者　佐藤　災害対策課次席

〇主な報告等

① 新型コロナウイルス感染症対策

a. 感染対策

・警察本部から各所属に対し、職員の手洗い、手指消毒を徹底するとともに、マスクの着用、室内の換気などについても繰り返し指示をしている。

・執務体制の見直しに関しては、可能な限り、会議室などを利用し、各課の執務室を分散しているほか、時差出勤を取り入れた。

b. 水際対策

・神戸港をはじめとする国際港において、船舶による外国人の入国や在外邦人の帰国などに伴う混乱など不測の事態を未然防止するため、関係機関からの要請または必要に応じて警戒活動等を行うこととしている。

c. 医療活動支援

・関係する医療機関などでトラブル等が発生した場合、支援要請または必要に応じて警戒活動を行う。

d. 社会秩序の維持対策

・混乱に乗じて発生が予想される犯罪の抑止のための広報活動を推進するとともに、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

e. 緊急事態措置に対する支援

・知事からの要請を受け、日常の警察活動を通じて、外出自粛が広く県民に要請されていることについての声かけや、道路表示板に電光掲示する活動などを行う。

② 災害対処能力の向上

・今後、南海トラフ地震等の災害が想定されることから、兵庫県警全体の災害対処能力を向上させることが求められており、警察本部の各部門が能力向上に取り組んでいる。

・装備資機材、災害対策用車両、救助工具セット、プロペラボートの整備。

・救出・救助訓練の実施や、警察署対抗のレスキュー競技大会の開催により技術の向上を図る。

・指揮支援隊・指揮先遣隊・災害地域支援チームを編成し、警察署の支援体制の充実を図る。

・公的な関係機関との連携活動のほか、物資、資機材、施設利用等について、企業、団体との協力関係を構築している。災害発生時の協定の締結により、円滑な災害警備活動のために備える。

・阪神・淡路大震災はもとより、近年、県内で多発する災害も風化させることのないよう、ＤＲ（過去の災害を忘れない）戦略として、被害のあった地域を重点として住民、関係機関との合同訓練を定期的に実施している。

〇主な意見等

・今後、災害時に必要な資機材について

・広域緊急援助隊の出動体制について

・検疫所における警察活動について

３　今後の方向性について

阪神・淡路大震災から 25 年を経過したが、その教訓は、現在の地震、風水害を含めて災害警備全般の基本である。

最近では、台風や梅雨前線の影響により広範囲での記録的な大雨が発生するなど、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況である。また、新型コロナウイルス感染症のような新たな災害への対応も求められているところである。

そこで、災害時の公共の安全と秩序を維持するため、過去の経験を生かした災害警備のあり方について調査し、これらの結果を踏まえて今後取り組むべき方向性について取りまとめた。

（１）震災経験の風化防止の取組

○　阪神・淡路大震災時の経験を風化させないために、阪神・淡路大震災等で災害警備に従事した警察官を「語り部」として登録し、体験談等を伝承している。

○　今年１月に、県の「ひょうご安全の日」事業の一環として、県警ＯＢが佐用署において阪神･淡路大震災時の被災現場の生々しい様子や反省点について署員 30 人に対して語り、今後の災害への備えや細やかな情報共有の大切さも呼び掛けたが、引き続きこのような伝承の機会を積極的につくっていく必要がある。

○　また、三田署長が「阪神・淡路大震災　語り部教養」と題して、有馬高校生徒約 300 人に対して震災経験を語り、災害への備えの必要性、震災時の教訓を忘れてはならないことを強く訴えた。このような県警職員による県民に対する伝承の機会を積極的につくっていく必要がある。

○　救出・救助訓練の実施や、警察署対抗のレスキュー競技大会の開催により技術の向上を図るとともに、震災経験を風化させないための取組を今後も続けていく必要がある。

（２）早期の災害警備体制の確立

○　阪神・淡路大震災時には地震発生時の警察官の出勤基準が自主参集で曖昧だったという教訓を踏まえ、兵庫県警察災害警備計画が改正され、県内で震度５強以上の地震が発生したとき、地震に伴い大津波警報・津波警報が発表された場合は呼び出しを待たずに警察官は出勤して対応に当たることとされた。

○　平成 27 年には、震度５強以上の地震の観測、大津波警報・津波警報が発表された場合は、登録した全警察職員の携帯にメールが送信される緊急参集システムを導入し、緊急メールを受信した職員が、被災状況等を返信することにより、災害警備体制確立の見通しが立ち、大まかな初期の被災状況も把握できるようになった。

○　今後は指揮支援隊・指揮先遣隊・災害地域支援チームを編成し、警察署の支援体制の充実を図るとともに、警察署の再編により新たに設置された警察センターを災害対策拠

点に設定するなど、災害警備体制の一層の早期確立に向けた更なる取組が必要である。

（３）情報収集機能の強化

○　阪神・淡路大震災時には被害に対する情報収集機能が不十分だったという教訓を踏まえ、被災現場をリアルタイムで広範囲に見ることができるように、県警ヘリにカメラを搭載したヘリテレシステムを整備した。

○　県警ではドローンを保有し、災害警備訓練などを実施しており、山間部等での災害に対しての活用を想定している。

○　特に災害時に人的に入れないところで災害の状況や救助を求めている人の把握にあたってドローンは非常に有効な手段だと考えられるため、今後はドローンの一層の整備と活用、操縦できる人員の育成が必要である。

（４）本部（司令）機能の確保

○　阪神・淡路大震災時には警察庁舎が損壊して機能不全に陥ったという教訓を踏まえ、耐震基準に適合していない警察庁舎については、順次、耐震化工事または建替を進めている。

○　今後は、警察庁舎の耐震化工事または建替を急いで進めるとともに、通信系統の維持や電子データ等のバックアップ体制の強化などの一層の対策を進めることが必要である。

（５）必要な資機材等の整備

○　阪神・淡路大震災時には災害警備に従事する警察職員の食事、水などの補給体制が確立されておらず、必要な装備資機材についてもほとんどない状態であったという教訓を踏まえ、警察本部、各警察署等において食料約２日分を備蓄し、レスキューユニット、チェーンソー、エンジンカッターなどの資機材を全警察署に整備している。

○　それ以外に、救助工具セットは約400セット整備している。また、プロペラボート１艇、重機（バックホー）２台を保有し、操作員を養成しながら運用している。

○　なお、チェーンソー、エンジンカッターについては、整備後、25年を経過しているため、更新が必要である。そのほか、但馬地域等への機動隊及び指揮支援隊等の派遣にあたって拠点場所での生活用の資機材が不足している。

○　今後は、様々なケースを想定したシミュレーションを実施し、必要な資機材等を洗い出し、一層の整備・備蓄等を進めるべきである。具体的には、災害対策用車両、救助工具セット、プロペラボートの追加整備、チェーンソー、エンジンカッターの更新、但馬地域等への機動隊及び指揮支援隊等の派遣に要する簡易ベッド、寝袋等の整備、重機等を操縦できる人員のさらなる育成等が必要である。

（６）連携・協力体制の強化

○　阪神・淡路大震災時には警察、自衛隊、消防が連携して救助活動をすることがほぼ無かったという教訓を踏まえ、現在は消防とは総合防災訓練時における各防災機関との打合せにおいて顔を合わせているほか、海上保安庁、自衛隊とも合同訓練を計画し、関係構築を図り、相互の連携は緊密になっている。

○　公的な関係機関との連携活動のほか、物資、資機材、施設利用等について、企業及び団体との協力関係を構築しているほか、災害発生時の協定の締結により、円滑な災害警備活動のために備えている。

○　今後は、自衛隊、消防との連携が一層進むように関係強化を図るとともに、災害発生時における円滑な災害警備活動に備えるために、企業及び団体との協定締結を含めた協力関係の構築を進めるべきである。

○　災害時の身元不明者の確認を円滑に進めるために、歯科医師会と歯の治療データの整備や協定締結等を含めた協力関係の強化を進めるべきである。

（７）自助・共助のために警察官の果たす役割

○　阪神・淡路大震災時には震源地である旧北淡町においては、人のつながり、地域のつながりが密であったことが要因の１つとして、亡くなった方は非常に少なかった。内閣府の資料によると、阪神・淡路大震災の救助者のうち77%が近所の方に救助されたという統計がある。生き埋めや閉じ込められた人に限れば、そのほとんどが、家族、近所の方の救助であり、救助隊による救助はわずか 1.7%であった。公助・共助・自助のうち公助には限りがあるので、災害時に自助・共助が機能するように、警察官も積極的に役割を果たす必要がある。

○　警察官は日常的に県民や地元関係者とのつながりを持って活動しており、そのつながりが災害時の自助・共助の機能に大きな役割を果たすと考えられるため、今後は減災にも寄与するという観点からも、警察官に対して、人と人とのつながり、コミュニケーションを大事にするような教育を推進すべきである。

○　また、災害時に県民の安全安心を確保するためには、現場の情報をいち早くキャッチするとともに、住民・行政との連携が求められていることから、警察官の日常的な活動の中に住民や行政とのコミュニケーションを積極的に図るような取組を取り入れていくべきである。